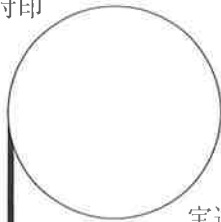


受付印



給与支払報告書 特別徴収にかかると給与所得者異動届出書

特別徴収義務者 指 定 番 号											
個人番号又は 法 人 番 号											
連 絡 先	係										
	氏名										
	電話	()									

宝達志水町長あて 年 月 日提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	
		氏 名 (名称)	

① 退職などにより、特別徴収を中止する場合

給 与 所 得 者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の徴収方法	退職時までの 給 与 支 払 額
個人番号 フリガナ		円	月分から 月分まで 円	円		1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 死 亡 5. そ の 他 ()	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 →②の1もご記入ください。 3. 普通徴収 (本人が納付) →②の2もご記入ください。	円
氏 名								控 除 社 会 保 険 料 額
住 所 (1月1日現在の住所)								円
新 住 所 (給与の支払いを受けなくなった後の住所)								

② 月割額（未徴収額）を一括徴収する場合は1欄を、一括徴収できない場合は2欄を記入してください。

1. 一括徴収 する場合	ア 異動日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申し出があったため。 イ 異動日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収継続の希望がないため。(※)	異動者印	一括徴収 予 定 日	一括徴収予定額 上記(ウ)と同額	円	一括徴収した税額は <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/> 月分で 納入します。 (月 日納期限分)
2. 一括徴収 できない場合	ア 異動日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申し出がないため。 イ 異動日が1月1日から4月30日までの間で、未徴収税額(ウ)を超える給与・退職金などの支払いがないため。					

※退職の日が1月1日から4月30日までの方は、一括徴収することが義務づけられています。(異動者印は不要です。)

③ 新規採用・転勤などにより、特別徴収を開始する場合

給 与 所 得 者		異動年月日	前 勤 務 先 (名称・所在地)	前勤務先から通知を 受けている場合	異動前が普通 徴収の場合	新規で特別徴収を 実施する場合
受給者番号 フリガナ				月割額 <input style="width: 50px;" type="text"/> 円を <input style="width: 50px;" type="text"/> 月分から徴収します。	<input style="width: 50px;" type="text"/> 期分まで 納付済	【納入書】 要 ・ 不要
氏 名						
住 所						

※普通徴収の納期限が過ぎた税額については、特別徴収への切替ができません。